

1 1 9・1 総合防災訓練

(1) 目的

大正 12 年に発生した関東大震災に因んで制定された「防災の日」に合わせて、災害対策基本法第 48 条、宮城県地域防災計画及び川崎町地域防災計画に基づき、大地震等の災害発生時において、防災関係機関・各種団体及び地域住民が一体となり、迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう相互の協力体制の確立を図るとともに、併せて地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得を図ることを目的とする。

(2) 日時

平成 25 年 9 月 1 日（日） 午前 9 時から午後 0 時 40 分まで

(3) 場所

川崎町総合運動場ほか

(4) 主催

宮城県，川崎町

(5) 協賛

公益財団法人宮城県消防協会，白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，仙南地域広域行政事務組合消防本部

(6) 訓練参加機関及び団体

宮城県，宮城県大河原地方振興事務所，川崎町，川崎町行政区長会，川崎町民（自主防災組織など），陸上自衛隊第 2 施設団，陸上自衛隊東北方面航空隊，自衛隊宮城地方協力本部大河原地域事務所，仙台管区气象台，東北地方整備局，東北地方整備局釜房ダム管理事務所，東北管区警察局宮城県情報通信部，宮城県警察本部，宮城県警察広域緊急援助隊，宮城県警察航空隊，宮城県大河原警察署，緊急消防援助隊宮城県隊，仙南地域広域行政事務組合消防本部，仙台市消防航空隊，宮城県保健福祉部医療整備課，宮城県保健福祉部社会福祉課，宮城県経済商工観光部国際経済・交流課，宮城県土木部防災砂防課，宮城県大河原土木事務所，宮城県防災航空隊，日本赤十字社宮城県支部，宮城県赤十字血液センター，みやぎ県南中核病院，仙台赤十字病院，石巻赤十字病院，公立刈田総合病院，仙台市立病院，宮城県医薬品卸組合，東北電力（株）宮城支店，東日本電信電話（株）宮城支店，（株）NTTドコモ東北支社，宮城県倉庫協会，（公社）宮城県トラック協会，（社）宮城県エルピーガス協会，（一社）宮城県建設業協会，宮城県生活協同組合連合会，（株）サークルKサンクス，（株）ローソン，（株）セブンイレブン・ジャパン，社会福祉法人宮城県社会福祉協議会，NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンター，（公財）宮城県国際化協会，仙台トヨペット（株），（株）トヨタレンタリース仙台，日本郵便（株）川崎郵便局，国民健康保険川崎病院，川崎町教育委員会，川崎町消防団，川崎町婦人防火クラブ連合会，川崎町立川崎小学校，川崎町立第二小学校，川崎町立前川小学校，川崎町立富岡小学校，川崎町立川崎中学校，川崎町立富岡中学校，柴田農林高等学校川崎校，川崎町交通安全指導隊，川崎町防犯指導隊，川崎町社会福祉協議会，川崎町建設職組合，川崎自動車整備協業組合，日本赤十字社川崎町分区奉仕団，川崎町民生委員協議会，みやぎ仙南農業協同組合，みやぎ仙南農協女性部川崎地区，みやぎ仙南農協農家組合委員会，川崎町森林組合，東北カートン（株），NPO 法人宮城防災アマチュア無線クラブ，トーハツ県南サービス（株），（株）共栄防災

(7) 訓練想定

9月1日(日)午前9時、宮城県川崎町を震源とするマグニチュード8.0と推定される直下型内陸地震が発生した。

この地震により、県内全域で震度4以上の揺れを観測し、川崎町では震度7に達した。

この地震により、県内各地で多数の人的被害、建物の倒壊をはじめ道路や橋梁などの土木施設や電力、電話、水道、ガスなどのライフラインにも甚大な被害が生じた。特に、住宅密集地の数ヶ所から火災が発生し、大規模災害の様相を呈している。

川崎町内では、西部の山間地(青根・本砂金地区)において、がけ崩れなどの土砂災害により、ライフラインが遮断され孤立集落が発生し、非常通信の確保、支援物資の搬送、住民及び観光客等の安否確認や救出が必要となった。また、蔵王山付近では、ごくわずかながら火山性微動が観測された。その後も低周波地震が数回発生しているが、大きな変化は見られない。

一方、住宅地では家屋が倒壊し、多数の人的被害が発生している。また、数カ所から火災が発生し、折からの強風にあおられ、消火栓が使えないなど断水による消防力低下もあって、延焼拡大による大規模な合流火災の様相を呈している。

川崎町では、災害対策本部を設置し、住民の救護や被害の軽減に努める一方、県内の応援協定締結市町村に対して応援を求めるとともに、国、県並びにその他の防災関係機関への出動要請を行った。

(8) 訓練の重点及び訓練種目

地震災害時において応急対策の決定、実施等重要な役割を担う宮城県及び川崎町が連携し、一体となった実践的訓練を行うことを重点とし、次のとおり実施する。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 非常招集訓練 | (14) 緊急道路確保訓練 |
| (2) 広報訓練 | (15) 給水訓練 |
| (3) 交通規制訓練 | (16) 炊き出し訓練 |
| (4) 警備訓練 | (17) ボランティア活動支援訓練 |
| (5) 避難・住民初期対応訓練 | (18) ライフライン確保訓練 |
| (6) 災害対策本部設置運用訓練 | (19) 孤立集落救出訓練 |
| (7) 応援要請訓練 | (20) 救援物資輸送訓練 |
| (8) 現地指揮本部設置運用訓練 | (21) 河道閉塞対応訓練 |
| (9) 情報収集・伝達及び上空偵察訓練 | (22) 事故車両対応訓練 |
| (10) 通信訓練及び映像伝送訓練 | (23) 土砂災害対応訓練 |
| (11) 避難所開設訓練 | (24) 倒壊建物救出訓練 |
| (12) 応急救護訓練及び救護所設置訓練 | (25) 火災防御・遠距離送水訓練 |
| (13) 倒壊住宅救出訓練 | |

(9) 訓練組織及び指揮

訓練を円滑に実施するため、宮城県知事を訓練統監、川崎町長を訓練副統監、また、川崎町副町長を町災害対策本部長とし、現地訓練会場での総指揮を行い、各指揮は、各関係機関の現地指揮本部があたる。